

石油化学工業協会 JPCA（略称：石化協（せつかきょう））

「石化協ニュースレター」〈第4号〉 2012年7月

◆ 目次

- 1 はじめに
- 2 石化協定時総会開催
- 3 小林石化協新会長就任挨拶
- 4 この2年の税制改正要望を振り返って（石化協事務局・大隈建）
- 5 今後の予定
- 6 編集後記

東日本大震災により被災されました皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

1 はじめに

暑中お見舞い申し上げます。

関係者の皆さまにおかれましては、当業界を含め化学工業界全般へ日頃の活動に対するご理解、ご協力、ご支援誠にありがとうございます。石油化学工業協会よりニュースレター第4号を配信させていただきます。

未曾有というべき3.11大震災から1年有余経過しその復興が途につきつつある所ですが、今年に入りましても日本列島は竜巻、局地的な大雨の継続、例年にない台風の早い襲来等従来にない自然の脅威に晒されております。

典型的な装置産業としての当業界も最重点課題である「保安・防災」の心構えと緊張感をなお一層持ちながら日々の企業活動、生産活動に取り組んでいる所でございます。

足元の景気は減速感が強まりつつ感じられますが、国内の復興需要の盛り上がりや、中国、アメリカをはじめとする世界経済の回復等に前向きな期待をもちながら、今後も化学産業の果たすべき役割を担って行きたいと思えます。

なお今回は特に、この度、当協会の会長に就任した株式会社三菱ケミカルホールディングスの小林喜光社長の就任挨拶、およびこの2年間に渡る税制改正の動きに関する当協会事務局職員による回顧を掲載しておりますので、ご高覧下さい。

2. 石化協定時総会開催

石油化学工業協会は、7月5日経団連会館にて第73回定時総会を開催し、2年間の任期満了に伴う新たな三役の就任を決定致しました。新会長には、株式会社三菱ケミカルホールディングスの小林喜光社長、副会長には、旭化成株式会社の藤原健嗣社長、丸善石油化学株式会社の藤井シュン社長がそれぞれ選任されました。

(小林新会長の就任ご挨拶を次の項目で掲載しております。)



新正・副会長就任会見（於：経団連会館）



石化協総会終了後のパーティー（於：経団連会館）

3. 小林石化協新会長挨拶



この度、当協会会長に選任されました三菱ケミカルホールディングス社長の小林でございます。向こう 2 年間、会長という大役を仰せつかったわけですが、関係者のお力添えをいただきながら微力を尽くして参りたいと考えております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。高橋前会長には、強いリーダーシップのもと石化業界の多様な諸問題に対し精力的に取り組まれ当協会の運営、発展に多大なるご尽力をいただきました。この場をお借りし心より感謝申し上げます。有り難うございました。

世界の石油化学産業の置かれた環境につきましては、中長期的な観点で見れば、成長著しいアジアが主戦場として世界の需要を牽引する状況が続いており、北米を中心とする所謂「シェールガス革命」と言われるようなアメリカ石油化学復権の兆し、中東を中心とする裾野の広い次期巨大プロジェクト計画、石炭あるいはバイオ等の多様な原料の活用技術の拡大などダイナミックな変革の真っ只中にあるとも言えます。

現下の日本経済の状況は、欧州経済の不安要素、中国経済の減速、円高基調の継続、更に東日本大震災の影響が続く中、電力供給問題など先の見えない状況にあり、とりわけ、国内の石油化学産業は、国内需要の減少や国際競争力の激化といった問題に直面しており、

操業面では低稼働が続く極めて厳しい状況が続いております。

このような中において、個々の企業として設備規模の適正化、コスト削減、高品質・高機能製品へのシフト、グローバル展開等あらゆる構造改革への努力をしているところではありますが、世界的な大きな変化、変革をも踏まえ、一層ダイナミックでスピード感のある改革が求められております。

保安・安全面につきましては、残念なことに石油化学プラントの火災、爆発事故などトラブルも多発しており、保安・安全の確保についてもいま一度原点に戻って再構築する必要があると云わざるを得ない状況にあります。

一方で、昨年3月11日の東日本大震災、津波災害に際しては日本の基幹産業、先端産業を支えるサプライチェーンの要としてその必要不可欠な役割を改めて認識されたところでもございます。また日本の石化産業は省エネ技術や新プロセスの開発を通じ環境問題、エネルギー問題等時代の要請に答え、社会問題の解決にも貢献して参りました。

このような認識に立ちますと、日本の石油化学産業が今後とも持続的な発展を確保し社会に貢献する為に取り組まなければならない課題は多岐に亘っておりますが、とりわけ当協会として次の3点を重点的に取り上げ取り組んで参りたいと思っております。

キーワードは、S、I、C、すなわち Safety、Innovation & Communication であります。

まず第1には、Safety すなわち「保安、安全の確保」でございます。

保安・安全、安定供給は製造業としての石化産業の最も重要な基盤であることは言うまでもない事ですが、残念ながら大きなトラブルが続いてしまいました。これらのトラブル、事故の原因や背景について原点に戻って真摯に受け止めると共にそれを協会として共有し技術レベルの向上や安全文化の再構築に活かして行く仕掛けづくりに一層真剣に取り組むたいと思っております。

第2は Innovation 「新たな時代への対応」です。

我々人類が限りある資源を使って快適な生活を営む為には持続可能な社会づくりが必要であり、気候変動の観点を含め、G-LCA といった概念等、日頃から私が申し上げております「新炭素社会」への転換が求められております。国内では縮小傾向を辿る国内需要との需給ギャップの顕在化リスクを強く意識した事業運営が必要であり、世界的には競争が益々厳しくなっておりますが、日本の石化事業がこれまで培ってまいりました特徴を活かしたグローバルな事業展開もひとつの重要な方向性であります。

国内石化産業の適正規模、最適構造への改革は、基本的に個別企業の経営判断によるも

のではありませんが、既に垂直（石油精製との）連携、地域連携をはじめとして様々な挑戦が行われております。協会と致しましてはこれらの構造改革は勿論のこと、我が国石油化学産業のもつ新たな時代への対応力、ポテンシャルに期待し、新たな社会の要求に答えるべき新技術、開発や事業展開等を促すべく、経営環境および基盤の整備に努めてまいります。

第3は Communication、「社会とのコミュニケーションの強化」です。

日本の石化産業の有する省資源・省エネルギー、環境対応技術あるいは高度な品質設計やソリューション等は世界に誇れるものがあります。協会としてはこれまでこれら石化産業の豊かな社会づくり、エネルギー・環境問題への取り組みなど幅広い社会貢献について冊子、ホームページ、メディアへの広報活動等を通じて広く社会に発信してまいりました。しかしながら必ずしも社会から正しくご理解頂いているとは言えません。例えばエコカー、グリーン家電、省エネ住宅等への新素材開発、材料供給など様々な産業分野を通じて地球環境、エネルギー問題はじめ21世紀の“カイテキ社会”を支え、リードする真の姿を是非社会の皆様方にご理解頂きたいと考えております。協会と致しましては今後とも社会とのコミュニケーション、発信の強化に一層努めてまいりますのでメディアの皆様方のご協力、ご支援をお願いする次第です。

最後になりましたが、藤原副会長、藤井副会長をはじめ、会員各社、協会事務局職員の皆様と力を合わせて努力して参りますので、ご支援、ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

簡単ではございますが就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。

以 上



4. この2年の税制改正要望を振り返って

以下は、当協会事務局に東燃化学から出向し、7月に任期を終えて帰任した職員の大隈建氏による回顧です。

昨年の税制改正では、ナフサ等原料にかかる税制改正要望に一定の決着がつけました。従来2年とされていた石油石炭税の免税・還付措置が「当分の間」適用されることとなり、適用期限の定めのない揮発油税の免税措置に近づきました。

ここで2010年から2011年までの2年間の税制改正の動きを振り返ってみたいと思います。

(1) 2010年の動き

① 石化協の要望活動と総決起大会開催

石化協は、7月下旬に経産省及び環境省へ税制改正要望を提出するとともに、8月初めの経産省ヒアリングの場において、石化協の高橋会長が、経済産業副大臣及び政務官等へ石化協税制改正要望の説明を行いました。

また、10月中旬に、民主党の経産部門会議及び税制改正PTのヒアリングの場において、高橋会長が税制改正要望について説明を行いました。

10月下旬には、法人税引下げの財源案として、財務省が石化プラントで発生するオフガス（副生ガス）に課税しようとしているとの情報が伝わってきたことに加え、11月初旬に、政府税制調査会において、法人税引下げの財源案として最大で2兆円規模のナフサ課税が財務省により提示されたため、直ちに「到底容認できない」とする石化協会長コメントを発表しました。

さらに11月中旬には、都道府県会館（千代田区）において「原料ナフサの課税絶対反対」総決起大会を開催。総決起大会には、30の化学関連団体が賛同し、国会議員を含め約500名が参加しました。また、総決起大会では大会宣言を決議し、石化業界の重大な懸念を表明するとともに、原料非課税の原則が貫かれるよう強く要望しました。

② 石化協税制改正要望の結果

石油化学業界では、ナフサ・原料炭等の原料について、現行の租税特別措置法による免税でなく、本則（石油石炭税法及び揮発油税法）による恒久的非課税を求めました。12月に閣議決定された政府税制調査会の平成23年度税制改正大綱において、ナフサの本則恒久非課税は認められませんでした。大綱の検討事項のひとつとして、「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します」と記載されました。

また、法人税減税の財源として、当初、政府税調において検討された揮発油税免税の一

部を撤廃したり、オフガス（副生ガス）に課税することは、大綱に記載がありませんでした。

（２） ２０１１年の動き

① 石化協の要望活動と決起集会開催

石化協は、７月下旬に経済産業省及び環境省へ税制改正要望を提出するとともに、８月３日に開かれた経済産業省ヒアリングの場において、経済産業副大臣及び政務官等に対し、高橋会長が石化協税制改正要望について説明を行いました。

その後、高橋会長及び高梨専務理事が経済産業省及び与党をはじめ主要な関係方面に要望活動を行い、実現に向けて強い働き掛けを行いました。また石油化学下流製品の業界団体をはじめとする他業界団体、および労働組合団体等との連携に努めました。

１１月１５日には、衆議院議員会館（千代田区）において「原料非課税化を実現し、国内空洞化阻止・産業活性化を目指す決起集会」を開催しました。決起集会は、労働組合団体であるＪＥＣ連合、化学総連を含む化学関連５団体の共催により行い、国会議員を含む約１５０人が参加しました。決起集会ではＪＥＣ連合 山本総研代表が司会進行を務め、５団体による「共同決議書」を石化協 高橋会長が発表、原料非課税の実現を強く要望しました。また、化学関連５団体代表者および石油基地自治体協議会の佐久間隆義会長（市原市長）が挨拶を行い、国会議員一人一人から決意表明がありました。

１１月下旬には、高橋会長が、枝野幸男 経済産業大臣、牧野聖修 経済産業副大臣をそれぞれ訪問して共同決議書を提出し、ナフサ等原料の本則恒久化について要望しました。

② 民主党の動き

民主党は、９月上旬に、従来の税制改正ＰＴに代わる「税制調査会」（党税調）を設置、会長に藤井裕久 元財務相、事務局長に古本伸一郎 前税制改正ＰＴ事務局長が就任しました。

１１月８日に民主党税調が開かれ、平成２４年度税制改正の議論を開始しました。９日には党税調役員会・主査合同会議が開催され、経産部門会議の主査である田嶋要 元経済産業政務官が「ナフサ等原料免税の本則化・恒久化」について説明を行いました。

１１月１８日に開かれた民主党税調の意見案では、ナフサ等原料に関する意見は取り上げられなかったものの、２４日の党税調では、ナフサは「検討を求める事項」に格上げされました。さらに、２８日には「重点要望事項」へ格上げされ、「石油石炭税は十分な延長を行うべき。揮発油税を含めて恒久化・本則化に向けた検討」を行うものとされました。１２月９日に最終案が報告され、石化用ナフサ等に係る石油石炭税の免税・還付措置について、適用期限の定めをなくし、当分の間の措置とすることとされました。また、石化用

ナフサに係る石油石炭税及び揮発油税の免税措置等の本則化について引き続き検討するとされました。

③ 政府税制調査会の動き

10月28日に開かれた政府税調において、経済産業省の牧野副大臣が、経産省の平成24年度税制改正要望について説明を行い、「原料用途免税の本則化・恒久化」等の項目を要望しました。また、11月9日の政府税調ヒアリングにおいて、経団連が原料用途免税の本則化・恒久化を要望しました。

11月25日の政府税調では、ナフサは「P」（判断保留）とされました。12月1日に、第二次査定案が提示されましたが、ナフサは「P」のままでした。しかし、12月6日に城島光力 民主党幹事長代理が陳情対策本部意見を説明し、ナフサは「重点項目」とされました。

以上のような経緯を経て、12月10日未明、政府税制調査会が平成24年度税制改正大綱案をとりまとめ、直ちに閣議決定されました。

④ 石化協税制改正要望の結果

閣議決定された税制改正大綱において、当業界が要望した原料用石油製品等に係る免税・還付措置については、本則による非課税恒久化こそ認められなかったものの、以下の文言が盛り込まれました。

「輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。」

すなわち、従来2年とされていた石油石炭税の免税・還付措置が「当分の間」適用されることとなり、適用期限の定めのない揮発油税の免税措置に近づきました。さらに、石油石炭税、揮発油税等免税・還付措置の本則化についても、引き続き検討されることになりました。

昭和53年（1978年）の石油税（現在の石油石炭税）創設以来30年が経過して、ようやく期限の定めが無くなったことは、石油化学業界にとってまさに画期的なできごとと言えるのではないかと思います。高橋会長や高梨専務理事に随行し、延べ100人以上の議員へ要望を行なったことも報われた思いがいたします。

一方、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せすることが大綱に記載されました。上記の改正は今年10月1日から実施することとし、所要の経過措置を講じることになりました。ただし、現行のナフサ等原料についての石油石炭税の免税措置は、温暖化対策税についても適用されることになりました。

なお、平成23年度税制改正大綱に記載された法人実効税率の引下げについては、平成23年11月末に関連法案が国会で成立しました。法人税の国税と地方税を合わせた実質的な税負担である実効税率をいったん5%下げたうえで、復興債の償還財源とするために、平成24年4月から3年に限って税率を約2.4%引き上げられました。これにより、現在40.69%の法人税の実効税率は、平成24年4月以降38.01%となり、平成27年度からは35.64%となります。

(3) 今後について

従来2年とされていた石油石炭税の免税・還付措置が「当分の間」適用されることとなり、適用期限の定めのない揮発油税の免税措置に近づきました。しかし、揮発油税及び石油石炭税とも、その本則において、石油化学製品製造用原料は依然として課税対象とされております。すなわち、租税特別措置法における暫定措置であるという位置づけに変わりではなく、わが国石油化学産業の空洞化を助長する要因のひとつとなります。

今後、石化協は、世界標準に照らした対応として、本則における非課税化を適切かつ慎重に要望して参ります。

最期に、石化協の業務を通じて大変多くのことを学ばせていただいたことに、心からの感謝を申し上げたいと思います。石油化学業界にとって画期的な時期に、税制改正のプロセスに直接関わることができたことは、視野を広げることに繋がり、間違いなく今後の業務にも役立つものと思います。

この場をお借りして、石化協の皆様をはじめ、お世話になりました関係者の方々へ、厚く御礼申し上げます。

以上

5. 今後の予定

10月18日(木) 第30回保安推進会議

於：石垣記念ホール(港区赤坂 三会堂ビル)

6. 編集後記

編集子は、2年前の初秋、オランダはデン・ハーグのマウリッツハイス美術館を訪問しました。歴史を感じさせる重厚感に圧倒されながら、ここで20年来の恋人と会うことができました。冷たい霧雨の降る日ではありましたが、落ち着いた館内は人影も少なく、程良い空調が心地よく、小一時間対面、会話することができました。「待たせたね。」「お待ちしていました。(と、彼女は本当に言ったと思う。)」・・・、時空が400年遡る奇妙な覚醒感はその後もしばらく続きました。もう会うことはないだろうと思っていましたが、この夏、上野に来ているらしい。こっそりと再会しようと思っているところです。

本ニュースレターにつき、皆様からの忌憚のないご意見、ご要望をお待ちしております。次回をお楽しみに。(M)

ニュースレターに関するご意見・ご要望はこちらまで
アドレス：inquiries_hp@jpca.or.jp

配信中止・登録内容の変更はこちらまで
アドレス：inquiries_hp@jpca.or.jp

石油化学工業協会 総務部

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル

TEL. 03-3297-2011

Fax 03-3297-2017

URL:<http://www.jpca.or.jp/>

